

横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

制 定：昭和 55 年 5 月 30 日福 児 第 97 号（局長決裁）

最近改正：令和 3 年 3 月 30 日こ こ 第 9489 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市内に住所を有する母子家庭、父子家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）が修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病などの事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合又は生活環境等の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という）を派遣し、必要な支援を行うために実施する、横浜市ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）の実施について、法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（実施主体）

第 2 条 実施主体は、横浜市とし、この事業の一部を地域の母子・父子福祉団体、NPO 及び介護事業者等（以下「受託事業者」という。）に委託することができる。

（定 義）

第 3 条 この要綱において「母子家庭」、「父子家庭」及び「寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）の規定によるものとする。

（派遣対象世帯及び登録）

第 4 条 家庭生活支援員の派遣対象は、次に掲げるひとり親家庭等とする。

- (1) ひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立促進に必要な事由、又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等及び生活環境等が激変し、日常生活を営むのに、特に大きな支障が生じている家庭等
- (2) 乳幼児又は小学校に就学する児童を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合等（所定内労働時間の就業を除く。）に定期的に生活援助、保育サービスが必要な家庭

2 前項の派遣対象世帯が家庭生活支援員の派遣を必要とするときは、受託事業者へ支援員派遣登録を行うものとする。

（家庭生活支援員の選定及び登録）

第 5 条 受託事業者は、次の要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定し、登録しておくものとする。

- (1) 生活援助は、以下のいずれかに該当する者とする。
 - ア 介護職員初任者研修を修了した者
 - イ 旧介護保険法による訪問介護員養成研修又は介護職員基礎研修を修了した者
 - ウ 生活援助の実施に必要な研修として市長が認めた研修を修了した者
- (2) 子育て支援は、保育士の資格を有する者又は別に国が定める子育て支援に関する一定の研修を修了した者とする。なお、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・セ

ンター事業) (子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号) 第 59 条第 12 号及び児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 14 項) における援助を行う会員のうち、「子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) の実施について (平成 26 年 5 月 29 日付け雇児発 0529 第 17 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」において参考として示している講習カリキュラムの項目を全て受講した者又は同通知において当該講習を修了した者とみなすこととされている者については、別紙 1 の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者とすることができる。

(家庭生活支援員の派遣)

第 6 条 受託事業者は、家庭生活支援員の派遣を必要とするひとり親家庭等又は当該世帯の近隣に在住する者等の要請に基づき、当該世帯に家庭生活支援員を派遣するものとする。

(支援の種類及び内容)

第 7 条 支援の種類は、生活援助と子育て支援とし、次の援助又は支援を行うものとする。

- (1) 乳幼児の保育
- (2) 児童の生活指導
- (3) 食事の世話
- (4) 住居の掃除
- (5) 身の回りの世話
- (6) 生活必需品の買い物
- (7) 医療機関等との連絡
- (8) その他必要な用務

(事業の実施場所)

第 8 条 この事業の実施場所は、次のとおりとする。

- (1) 生活援助
当該世帯の居宅
- (2) 子育て支援
ア 家庭生活支援員の居宅
イ 講習会等職業訓練を受講している場所
ウ その他ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所

(支援の期間等)

第 9 条 支援の期間は、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲内で決定する。ただし、一派遣事由につき 1 か月 10 日又は一年度あたり 240 時間を越えて派遣する場合は、事前に横浜市長と協議するものとする。

2 派遣時間の実施単位は、1 時間を単位とする。

(報告)

第 10 条 受託事業者は、派遣状況報告書 (第 1 号様式) 及び派遣状況報告書 (個票) (第 2 号様式) により、家庭生活支援員の派遣状況を横浜市長に報告するものとする。

(利用料)

第 11 条 家庭生活支援員の派遣を受けた世帯は、別に国が定める費用を負担しなければならない。

なお、児童扶養手当支給水準の世帯として取り扱うものの所得の計算にあたっては、児童扶養手当法施行令（昭和 36 年政令第 405 号）第 3 条第 2 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定の例によるものとし、児童扶養手当法施行令第 6 条の 7 の規定は適用しないものとする。

ただし、令和 3 年 3 月から 5 月までの間に家庭生活支援員の派遣等を受けた世帯のうち次のアからウのいずれかに該当する者の費用負担の区分の適用については、地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）による改正前の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 11 号に規定する寡婦又は同項第 12 号に規定する寡夫とみなし、その者の令和元年の所得が同法第 295 条の規定に該当するときは、市町村民税非課税世帯として取り扱う。また、上記により寡婦または寡夫とみなした者（母又は父を除く。）であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者の令和元年の所得については、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 381 号）附則第 7 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同令による改正前の児童扶養手当法施行令第 3 条第 1 項並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項（第 3 号に規定する控除を除く。）の規定の例により計算した額から、ア又はウに該当する場合にあつては 27 万円を、イに該当する場合にあつては 35 万円を控除した額とする。

ア 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（令和元年の所得（地方税法第 313 条第 1 項に規定する所得の合計額。以下同じ。）が所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 86 条第 1 項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされている者を除く。以下同じ。））を有するもの（（イ）に掲げる者を除く。）

イ アに掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、令和元年の所得が 500 万円以下であるもの

ウ 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（令和元年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、令和元年の所得が 500 万円以下であるもの

- 2 1 回の派遣時間に端数が生じるときは、30 分未満を切り捨て、30 分以上を 1 時間に切り上げた費用を負担するものとする。
- 3 利用者の都合により、受託事業者が定める期日以降にサービスの利用を中止した場合には、受託事業者が定める費用を負担するものとする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、家庭生活支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際、移動のための交通費等を必要とする場合は、当該交通費等の実費相当額を負担しなければならない。
- 5 利用者は、前 4 項に規定する利用料及び実費相当額を、利用した受託事業者に直接支払うものとする。

（支援員の責務）

第 12 条 家庭生活支援員は、その業務を行うに当たり、ひとり親家庭等の人格を尊重し、当該世帯に関して職務上知り得た秘密を守らなければならないものとする。

(関係機関との協力)

第 13 条 横浜市長及び受託事業者は、この事業の実施に当たっては、区担当者、民生委員・児童委員その他関係機関と連絡を密にして行うものとする。

(実施主体における協力)

第 14 条 本事業の実施に当たり、こども青少年局こども家庭課と区のこども家庭支援課は連絡を密にして行うものとする。

2 前項にあたり、こども青少年局こども家庭課は区のこども家庭支援課に対し、利用者の情報を提供するものとする。また、こども青少年局こども家庭課が利用世帯の状況を確認する必要のある場合、区こども家庭支援課から情報提供を受けることができる。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 55 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 1 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

派遣状況報告書(生活援助・子育て支援)

番号	支援実施家庭 氏名・住所	費用負担区分	支援実施			支援員氏名	派遣事由	時間帯内訳 (単位:H)		派遣料 算出	利用者 負担額
			日数	月 日	時 間			通常	早朝深夜 (18~9時)		
1	(氏名)	A	1	月 日	~	H				通常	
			2	月 日	~	H				単価	
			3	月 日	~	H				派遣料	
			4	月 日	~	H				派遣料	
	(住所)	B	5	月 日	~	H				早朝深夜	
			6	月 日	~	H				単価	
			7	月 日	~	H				派遣料	
			8	月 日	~	H				派遣料	
	C	9	月 日	~	H				派遣料		
		10	月 日	~	H				派遣料		
		合計	日	実績	H				合計		
2	(氏名)	A	1	月 日	~	H			通常		
			2	月 日	~	H			単価		
			3	月 日	~	H				派遣料	
			4	月 日	~	H				派遣料	
	(住所)	B	5	月 日	~	H				早朝深夜	
			6	月 日	~	H				単価	
			7	月 日	~	H				派遣料	
			8	月 日	~	H				派遣料	
	C	9	月 日	~	H				派遣料		
		10	月 日	~	H				派遣料		
		合計	日	実績	H				合計		
3	(氏名)	A	1	月 日	~	H			通常		
			2	月 日	~	H			単価		
			3	月 日	~	H				派遣料	
			4	月 日	~	H				派遣料	
	(住所)	B	5	月 日	~	H				早朝深夜	
			6	月 日	~	H				単価	
			7	月 日	~	H				派遣料	
			8	月 日	~	H				派遣料	
	C	9	月 日	~	H				派遣料		
		10	月 日	~	H				派遣料		
		合計	日	実績	H				合計		
4	(氏名)	A	1	月 日	~	H			通常		
			2	月 日	~	H			単価		
			3	月 日	~	H				派遣料	
			4	月 日	~	H				派遣料	
	(住所)	B	5	月 日	~	H				早朝深夜	
			6	月 日	~	H				単価	
			7	月 日	~	H				派遣料	
			8	月 日	~	H				派遣料	
	C	9	月 日	~	H				派遣料		
		10	月 日	~	H				派遣料		
		合計	日	実績	H				合計		

派遣状況報告書(個票)

支援実施家庭	氏名	
	住所	

派遣月	特記事項(※) ※訪問時の状況(家庭の様子等)、支援実施家庭との連絡内容、横浜市への連絡事項等
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
3月	

※ 記入欄が足りない場合は、適宜追加してください。